

岡山大学学都基金規程

〔平成26年11月20日〕
〔岡大規程第76号〕

改正 平成28年 6月16日規程第70号

改正 平成29年 4月28日規程第34号

改正 平成29年12月20日規程第65号

改正 平成30年 1月29日規程第 2号

(設置)

第1条 国立大学法人岡山大学（以下「本学」という。）に、岡山大学学都基金（以下「基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 基金は、本学における教育活動、国際交流、社会・地域貢献の一層の進展及びキャンパス環境の整備・充実を図るとともに、イノベーション創出、学都創成・グローバル化の推進に資することを目的とする。

(事業)

第3条 基金は、前条の目的を達成するため、基金事業及び特定事業を行う。

2 基金事業については、次の事業を行う。

- 一 地域振興・イノベーション創出支援事業
- 二 教育活動支援事業
- 三 研究活動支援事業
- 四 修学支援事業
- 五 SDGs 推進事業
- 六 前5号以外の事業

3 特定事業については、前項に定める基金事業とは別に、特定目的に係る寄付を募るため、年度毎に設定することができる。

(冠基金)

第4条 個人及び法人等からの用途を指定した高額寄付金（以下「冠基金」という。）を基金の中に置くことができるものとする。

2 冠基金の運用については、当該冠基金ごとに別に定めるところによる。

(運営)

第5条 基金の運営は、学内外の個人及び法人等からの寄付金その他の収益をもって充てる。

2 事業ごとに集めた寄付金は、当該事業に対して支出するものとする。

(事業年度)

第6条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(管理運営委員会)

第7条 基金(冠基金を除く。以下この項において同じ。)の管理運営に関する次の各号に掲げる事項を審議するため、本学に岡山大学学都基金管理運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 一 基金の予算、決算及び事業計画に関すること。
- 二 寄付者への謝意表明に関すること。
- 三 その他基金の管理運営に関すること。

2 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 学長
- 二 各理事
- 三 各学部長及び大学院各研究科長
- 四 事務局長
- 五 その他学長が指名する者

3 学長が必要と認めるときは、学外の有識者を委員に加えることができる。

4 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

5 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

6 委員会は、委員の3分の2以上の出席によって成立する。

7 委員会の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは、委員長が決する。

(基金の経理)

第8条 基金は、この規程及びこの規程に基づく定めによるほか、国立大学法人岡山大学寄付金受入規程(平成18年岡大規程第3号。以下「受入規程」という。)及び受入規程に基づく定めに従って取り扱うものとする。

2 受入規程第5条第1項の規定にかかわらず、基金に対する寄付については、寄付金申込書の提出を要しないものとすることができる。この場合においては、寄付者が直接基金の口座に寄付金を振り込むことをもって、寄付の申込みがあったものとみなす。

(事務)

第9条 基金及び管理運営委員会の事務は、関係部課の協力を得て、総務・企画部総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、基金の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年11月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月28日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成29年12月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 1月29日から施行する。